

令和7年度「ひたちファンクラブ」運営業務委託 仕様書

1 委託業務名 令和7年度ひたちファンクラブ運営業務委託
(以下「本業務」という。)

2 趣 旨

市民・市外住民問わず、日立市が好きな人、応援したい人等を集めた日立市公式ファンクラブを設立・運営し、日立市に継続的に興味・関心を高められる環境を整えるとともに、地域課題の解決や市民活動の活性化、まちづくりの推進を担う新たな人材の育成につながる取組を促進し、関係人口の創出・拡大を図る。

3 業務委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) ファンクラブ設立

ア 令和7年10月までに、コミュニケーションアプリLINEで「ひたちファンクラブ専用LINE(以下「ファンクラブ専用LINE」という。)」を開設すること。なお、ファンクラブ専用LINEのアカウントは市が取得する。

イ 受託者は「ひたちファンクラブ」事務局を設置し、会員等からの問合せに対応すること。対応方法は市と協議し決定する。

(2) ファンクラブ専用LINEの管理・運営

ア 市が開設したファンクラブ専用LINEの管理・運営を行うこと。

イ 月2回以上の情報発信を実施すること。配信内容については、本市の魅力紹介、市内で開催される祭り等のイベント、ふるさと納税の案内及び市内のロケ情報等とし、その詳細は市と協議の上、決定すること。

ウ 市内の観光施設や飲食店等で割引やサービスが受けられる「地域クーポン」(ファンクラブ専用LINEで配信するデジタルクーポン)を毎月発行するとともに、協賛事業者を随時募集し、協賛内容について調整すること。 ※募集については(4)参照

エ 今後やむを得ない事情により受託者が変更となった場合は、LINEアカウントをすみやかに市に返還すること。

(3) 会員募集について

ア 市内外イベント等にPRブースを出展し、会員募集を行うこと。

例：日立市産業祭、スターライトイルミネーション点灯式等
なお、市主催イベントへのブース出展については、市が調整する。
イ 令和7年度は、新規会員数5,000名を目指すこと。

(4) 地域クーポン協賛事業者の募集

- ア ファンクラブ専用LINEで配信する「地域クーポン」の協賛事業者（市内事業者に限る）を募集すること。なお、ファンクラブ専用LINE開設までに、協賛事業者を最低5者、年度内に合計15者以上の協賛を得ること。協賛事業者については、市と協議の上、決定すること。
- イ クーポンに対する割引や特典等の費用については協賛事業者の負担とし、委託料をその費用に充当してはならない。

(5) ファンクラブイベントの開催

- ア 会員相互の交流の場及び新規会員獲得を目的とした、本市ならではの魅力を参加者同士が共有できるイベントを企画・開催すること。企画内容については、市と協議し決定すること。
- イ 年1回以上の開催とする。なお、市内で開催される他のイベント等との共催も可とする。
- ウ イベント参加者数100名以上を目指すこと。
- エ イベント参加者を対象としたアンケートによる効果検証を行うこと。

(6) ワークショップの開催

- ア ファンクラブ会員を対象とし、地域課題の解決やまちづくりの推進等をテーマとしたワークショップを開催すること。内容については、市と協議し、決定すること。
- イ 年1回以上の開催とする。
- ウ 定員は20名程度とすること。なお、ワークショップの成果をより高めるため等、運営上適切であると考えられる場合は、市と協議し定員人数を設定することができる。
- エ ワークショップ参加者に対するアンケートによる効果検証を行うこと。

(7) 地域情報冊子の作成・発行

- ア 日立市の特色ある取組や四季折々に楽しめる観光スポットなど、総合的な魅力を伝える冊子を編集・発行すること。内容については市と協議の上、決定すること。
- イ 掲載原稿や写真、日立市公式PRキャラクターのイラスト等のデータについては市が提供するもののほか、受託者が所有するデータの使用も可。

ウ なお、市の提供以外の写真・イラスト等を使用する場合は、撮影等に係る費用は、見積限度額内で実施すること。

エ 裏表紙等にひたちファンクラブの紹介を掲載すること。

オ 冊子の仕様

サイズ	B 5
ページ数	40 ページ程度
製 本	中綴じ
紙	マットコート紙
カラー	フルカラー
部 数	20,000 部 ※予算配分に応じて相談
納 期	令和8年1月末（予定）

(8) 広報企画の実施

ア 令和7年度のテーマは「日立市の山の魅力・楽しみ方」とする。

イ テーマについて、複数の広報媒体を用いて、本市の魅力を市内外へ伝える総合的な広報・PRの企画を実施すること。内容やデザイン等については、市と協議の上、決定すること。

ウ 以下の媒体での広報を必ず行うこと。

(ア) チラシ及びポスターの作成（市内外へ配布・掲示）

(イ) 市公式SNSへの投稿記事・サムネイル画像作成

※ 市へ納品し、掲載は市が行う。

(ウ) 関連するPRイベント等の実施

※ 奥日立きららの里等、山に関わりがある市の施設と連携して実施することが望ましい。

エ ウ以外で、より効果的な媒体がある場合は提案すること。

オ ファンクラブイベントやワークショップと関連させた企画も可とする。

(9) その他

ア ひたちファンクラブの名称及びロゴは以下のものを使用すること。

(ア) 名 称 ひたちファンクラブ

(イ) ロ ゴ 別紙3のとおり

イ 日立市公式PRキャラクターを効果的に活用し、その認知度向上に努めること。キャラクターの活用に関しては、市からデータ等の提供を受け、活用方法について市と協議すること。

ウ ファンクラブイベントや会員募集に係るPRブース出展等で配布するPRグッズ(ノベルティグッズ)については、市が提供する。

※ 缶バッジ、クリアファイル、付箋、文房具、飴、ビニール袋等

エ 新たなPRグッズの作成経費は、試作品の作成に係る経費のみ見積額の対象とする。配布や販売を目的としたPRグッズを作成する場合は、自主財源で行うこと。

オ 各事業の成果を図るため、イベント及びワークショップ開催後に必ずアンケート調査を実施し、速やかに集計・分析した結果をレポートとして市へ提出すること。

カ 「ひたちファンクラブ」のPR等のために、ファンクラブ専用LINE以外のSNS(XやInstagram等)やWEB広告等を活用する場合は、その費用は見積限度額内で実施すること。

キ イベントの告知等の市報及び市公式ホームページ、市公式SNS等の掲載については、市が実施することとする。

- 5 見積限度額 7,000千円（消費税額及び地方消費税額含む）
※本業務に係る全ての経費を含む。

6 支払方法

契約締結の月から令和8年3月までの毎月、委託料を分割して当月の業務完了後、翌月に受注者の請求に基づき支払うものとする。詳細については、市と協議し決定する。

7 納品及び検収

(1) 成果物

ア 事業計画書（契約締結後）

イ ひたちファンクラブ運営業務委託 実施報告書

報告内容：活動内容、事業収支、効果検証レポート

ウ 広報物等(冊子、チラシ・ポスター等)

エ 広報物等データ（編集可能なデータ）

(2) 検 収 受託者は毎月10日までに実施報告書を提出するものとする。

(3) 納品場所 日立市市長公室広報戦略課

8 成果物の著作権等

(1) 成果物の著作権及び所有権は本市に帰属するものとする。

(2) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを保証すること。

(3) 成果物等は全て市に供与し、その利用、再編集は自由に行えること。

(4) 第三者の著作物を使用する場合は、受託者負担で著作権処理を行うこと。

(5) 成果物を広く市のPRに活用できるよう、受託者は制作者等の承諾を得ること。

- (6) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても本市が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を、受託者の責任において無償で行うものとする。
- (7) 成果物は業務終了後、データも含めて5年間保存すること。

9 業務委託実施に当たっての留意事項

- (1) 事業計画書の提出
契約締結後、速やかに打合せを行い、事業フローや事業スケジュールを記載した事業計画書を提出すること。
- (2) 関係法令の遵守
受託者は本業務の実施に際して関係する法令を遵守すること。
- (3) 一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認められるものについては、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。なお、その場合において、受託者は、再委託した業務に関する進捗を管理する責任を負う。
- (4) セキュリティ対策
受託者は、LINEアカウント及び各種データ管理を行うに当たり、別紙4「日立市情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。
- (5) 個人情報保護
受託者又は受託者から再委託を受けた者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別紙5「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (6) 守秘義務
本業務の実施に当たり、知り得た秘密情報を第三者に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 暴力団の不当介入における通報
ア 妨害又は不当要求に対する通報等
受託者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は委託契約の解除をすることがある。

イ 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができない場合は、市に履行期間の延長を請求することができる。

(8) 委託契約内容の遵守

本業務の実施に当たっては、別途定める委託契約書の各項目を理解・遵守し実施すること。

(9) その他

ア イベント開催時においては、必要に応じて保険加入等の参加者の安全を確保すること。

イ 市と連絡を密に行い、業務の進捗状況を報告しながら進めること。市との打合せは、必要に応じて、適切な方法で随時行うものとする。

ウ 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて市と協議し、業務を進めるものとする。

以 上